

座間市誘致病院 開設までのプロセス



座間市 健康部 医療課



目 次

内容

第1章 病院事業者決定までの経過	1
(1)本市の状況	1
(2)不足病床地域への転換	1
(3)人材確保への取組	4
(4)公募要領の作成	5
(5)公募	8
①座間市公募に係る病院事業者評価検討委員会	8
②座間市誘致病院選考委員会	10
③座間市医師会との情報交換会	10
④ 答申	12
第2章 病院事業者の決定	14
第3章 覚書の締結	14
第4章 協定の締結	18
第5章 協定締結後の取組	24
第6章 座間総合病院開設	29

第1章 病院事業者決定までの経過

(1)本市の状況

本市は市内病院の閉鎖・移転に伴い医療資源が減少し、市域に隣接する病院の協力なしには二次救急輪番が組めない状況にあります。そのため市外への救急搬送率は約74%にまで達しており、市民の病院に対するニーズは非常に高く、安心して暮らすことができる医療体制の構築が喫緊の課題となっていました。

そうした中でキャンプ座間の一部約5.4ヘクタールの返還が現実のものとなり、キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区一部返還予定地に、救急医療を担い、総合的な診療科目を有する民間病院を公募によって誘致することを計画しました。

(2)不足病床地域への転換

県の保健医療計画では、座間市は、5市1町1村で構成される県央二次保健医療圏に属しています。この保健医療計画は5年ごとに見直しがされ、平成20年度から平成24年度の間が、第5次保健医療計画の期間でした。それぞれの医療圏には、保健医療計画に基づく基準病床数が定められており、県央二次保健医療圏は、この計画期間中、病床が過剰な医療圏として位置付けられていたため、新たに病院を設置することは困難な状況でした。

このことが、病院誘致に向けた大きな障害であったため、市では平成25年4月にスタートする神奈川県第6次保健医療計画における、県央二次保健医療圏の不足病床地域への転換に着目し、近隣の自治体、医師会、歯科医師会、薬剤師会にも賛同を得ながら、基準病床数の緩和、病床規制の弾力化等について国、県に対し数々の要望を行いました。また、市の取組とその必要性について、近隣の医療機関に対し、継続して理解を求めてきました。

こうした中で、平成25年4月にスタートしました神奈川県第6次保健医療計画では、県央二次保健医療圏は不足病床地域に転換されました。

病院誘致は不足病床地域への転換により、大きな障害の1つを越え、より現実的なものとなりました。

～要望等経過～

日付	概要	
平成22年1月19日	病床過剰地域撤廃に関する要望書	神奈川県知事宛て 座間市長、綾瀬市長より提出
平成22年3月25日	県央地域の医療体制に関する要望書	神奈川県知事宛て 県央7市町村長、相模原市長より提出
平成22年5月12日	病床過剰地域の見直し及び病院の確保に関する要望書	座間市長宛て 座間綾瀬医師会より提出
平成22年5月20日	病床過剰地域の見直し及び公立病院の設置に関する要望書	神奈川県知事宛て 座間市長より提出
平成22年10月28日	病床規制の弾力化についての要望	民主党幹事長宛て 神奈川県知事より提出
平成22年12月8日	病床過剰地域の撤廃等についての要望書	厚生労働大臣宛て 座間市長より提出
平成22年12月20日	病床過剰地域撤廃等を求める意見書	内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣宛て 座間市議会議長より提出
平成23年2月25日	病床規制の弾力化等を求める意見書	神奈川県知事宛て 座間市議会議長より提出
平成23年5月23日	県央二次保健医療圏における病床数の確保に関する要望書	神奈川県知事宛て 県央7市町村長より提出
平成23年6月29日	病床数の確保に関する要望書	神奈川県知事宛て 座間綾瀬医師会、座間市医師会、綾瀬市医師会、座間市歯科医師会、座間市薬剤師会より提出
平成23年7月21日	病床数の確保に関する要望書	神奈川県知事宛て 座間市歯科医師会より提出

平成23年7月21日	県央二次保健医療圏における病床数の確保に関する要望書	神奈川県知事宛て 座間市長、座間市歯科医師会、大和歯科医師会、海老名市歯科医師会、厚木歯科医師会より提出
平成23年8月25日	病床数の確保に関する要望書	神奈川県知事宛て 座間綾瀬医師会、座間市医師会、綾瀬市医師会、大和綾瀬薬剤師会、海老名市薬剤師会、厚木薬剤師会、座間市薬剤師会より提出
平成24年11月28日	病院誘致に係る病床数300床の確保に関する要望書	神奈川県知事宛て 座間市長、綾瀬市長より提出
平成25年10月31日	座間市の新設病院への病床配分に関する要望書	神奈川県知事宛て 座間綾瀬医師会より提出
平成26年2月6日	県央二次保健医療圏において、(仮称)座間総合病院へ病床数235床を配分することが決定	県央地区保健医療福祉推進会議
平成26年3月10日	県央地区保健医療福祉推進会議の決定事項についての承認	県保健医療計画推進会議
平成26年3月24日	県保健医療計画推進会議の承認事項についての報告	県医療審議会
平成26年3月28日	病床数235床が正式決定	神奈川県知事より社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスへ通知

※1 平成25年3月下旬に第6次神奈川県保健医療計画改定案が策定され、県より県央二次保健医療圏の不足病床数242床が示される。

※2 平成25年4月に同計画が施行され、7月に改めて不足病床数235床(平成25年3月31日時点の数字に基づき再計算)が示される。

(3) 人材確保への取組

【 医師、看護師等の人材確保に関する要望書の提出 】

将来にわたり安定した救急医療体制を構築するため、県に対して、継続して看護学校の増設、看護師確保の抜本的な対策を要望し、また、医師の確保についても、大学病院へ要望しているところです。

日付	概要	
平成24年5月16日	県央二次保健医療圏における看護師等の人材確保に関する要望書	神奈川県知事宛て 座間市長より提出
平成24年11月26日	県央二次保健医療圏における看護師の人材確保に関する要望書	神奈川県知事宛て 大和市長、海老名市長、座間市長、綾瀬市長より提出
平成25年12月12日	医師の人材確保に関する要望書	北里大学病院長、東海大学医学部付属病院長宛て 座間市長より提出

【 看護師復職支援セミナーの開催 】

平成24年6月より、潜在看護師[※]の復職を支援するため、相模台病院、相武台病院、座間厚生病院、座間市医師会等の共催により、看護師復職支援セミナーを開催しております。

※ 潜在看護師・・・子育てや介護等の理由で離職し、職についていない看護師のこと。

【 座間市看護師等奨学金貸付条例の施行 】

平成26年4月より、市内に在住している看護学生を対象に、将来本市において保健師、助産師、看護師及び准看護師等の業務に従事する有能な人材を育成するため、奨学金の貸付事業を実施しております。

(4) 公募要領の作成

【 平成23年8月8日 座間市病院誘致協議会設置 】

病院誘致にあたっての具体的な公募の条件や病院の選定方法等について、専門的立場からの助言をいただくため、地域医療機関の代表者、さらに医療学識経験者として大学病院からの推薦者、市の健康部長を加えて構成された「座間市病院誘致協議会」を設置しました。

【 平成23年8月24日～平成25年9月13日 協議会開催 】

誘致条件、新病院に対する支援策等について、平成24年度末までに計5回にわたり協議を行い「座間市病院公募要領」を作成しました。(報告のために、平成25年9月13日に第6回協議会を開催済み。)

～座間市病院誘致協議会経過～

開催日	会議名	概要
平成23年8月24日	第1回座間市病院誘致協議会 (19時より、座間市役所5-2会議室)	議題 1. 副会長の選出について 2. キャンプ座間の一部返還について 3. 病院誘致への取組について 4. 協議会の役割について 5. 今後の進め方について
平成24年2月16日	第2回座間市病院誘致協議会 (19時より、座間市役所5-3会議室)	議題 1. 返還跡地利用構想の見直しについて 2. 神奈川県医療のグランドデザイン、中間とりまとめ(参考)について 3. 病院公募条件(案)について 4. 今後のスケジュール(案)について 5. 看護師復職支援セミナー(案)について 6. 第1回協議会結果について

<p>平成24年10月10日</p>	<p>第3回座間市病院誘致協議会 (19時より、座間市役所5-3会議室)</p>	<p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 返還跡地利用構想の進捗状況について 2. 病床確保に向けての状況について 3. 座間市病院誘致要綱(案)について 4. 第2回協議会において提言いただいた課題と公募条件(案)について 5. 今後のスケジュール(案)について
<p>平成25年1月30日</p>	<p>第4回座間市病院誘致協議会 (19時より、座間市役所5-3会議室)</p>	<p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 返還跡地利用構想の進捗状況について 2. 病床確保に向けての状況について 3. 公募要領(案)について 4. 病院決定までのスケジュール(案)について
<p>平成25年3月29日</p>	<p>第5回座間市病院誘致協議会 (19時より、座間市役所5-6会議室)</p>	<p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第6次神奈川県保健医療計画改定案における県央二次保健医療圏の不足病床数について 2. 座間市病院公募要領(案)について 3. 病院事業者決定までのスケジュール(案)について
<p>平成25年9月13日</p>	<p>第6回座間市病院誘致協議会 (19時より、座間市役所5-6会議室) ※同協議会閉会</p>	<p>議題</p> <p>病院事業者決定にあたっての経過報告</p>

【 公募概要 】

公募の趣旨は、総合的病院を誘致し地域の診療所と、急性期・慢性期医療を担う病院が連携することにより、市民が安心して暮らすことができる医療体制の構築を図るものであり、誘致する病院の姿は、

- (1) 医療及び救急医療を、安定的かつ継続的に提供することができる経営基盤を有する病院
- (2) 安心・安全な市民生活に寄与することができる総合的な診療科目を有する病院
- (3) 医療連携に基づく地域貢献・社会貢献が果たせる病院
- (4) 環境に配慮した緑や花のある潤いの空間を備えた病院

上記の誘致する病院の姿を目指す経営理念を掲げる病院です。

医療機能については、

(1) 病床数

【240床】

第6次神奈川県保健医療計画で示された、県央二次保健医療圏の不足病床数242床を基本とし、一般病床150床以上、総病床数240床を予定する（療養病床を含めることも可）。

なお、県央二次保健医療圏において、新たに不足病床数が示された場合は、増床対応を検討すること。

(2) 診療関係

- ① 堅実な運営により、長期的に安定した診療体制を維持すること。
- ② 内科・外科・小児科の二次救急診療機能を有し、救急病院としての告示を受けること。
- ③ 診療科目については、内科、外科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科等、総合的病院としての機能を有すること。なお、病院事業者が特徴ある診療機能（脳梗塞、心筋梗塞の急性期対応等）を付加する場合は、提案すること。
- ④ 医師、看護師、及びその他の医療スタッフ等、十分な診療体制を確保すること。

ただし、医療従事者の確保については、県央二次保健医療圏内医療機関からの採用は避け、既存医療機関の運営機能を損なうことがないように十分配慮することとしました。

(5) 公募

【平成25年4月11日～平成25年6月28日 病院事業者公募】

病院事業者の公募を行った結果、社会福祉法人相模更生会、医療法人沖繩徳洲会、医療法人社団葵会、社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス(応募順)の4事業者から応募をいただきました。

～公募経過～

日付	概要	詳細
平成25年4月11日	公募要領の配布、照会受付、応募受付の開始	
平成25年4月19日	座間市病院公募説明会 (18時より ハーモニーホール座間大会議室)	医療法人11社、総合建設業者3社参加
平成25年5月31日	公募要領配布締め切り	
平成25年6月14日	照会受付締め切り	
平成25年6月28日	応募受付締め切り	

①座間市公募に係る病院事業者評価検討委員会

【平成25年4月1日 座間市公募に係る病院事業者評価検討委員会設置】

平成25年4月に、応募事業者の提案について、評価検討を行うため「座間市公募に係る病院事業者評価検討委員会」を設置しました。

【平成25年4月30日～平成25年7月22日 委員会開催】

評価検討委員会は、庁内組織として職員5名で構成され、さらに、専門的立場から意見をいただくため、法律、財務会計、病院経営、医療に関する学識経験者5名をアドバイザーとして、病院事業者ごとのプレゼンテーション、ヒアリングの実施、事業者の総合評価等、計6回にわたり評価、検討を行い、報告書を取りまとめました。

～座間市公募に係る病院事業者評価検討委員会経過～

開催日	会議名	概要
平成25年4月30日	第1回座間市公募に係る病院事業者評価検討委員会 (14時より、サニープレイス座間2階会議室)	議題 1. 座間市病院公募要領について 2. 評価検討委員会の役割について 3. 評価検討委員会の今後の進め方について 4. 評価方法について
平成25年7月10日	第2回座間市公募に係る病院事業者評価検討委員会 (13時より、ハーモニーホール座間大会議室)	議題 事業者によるプレゼンテーション(各事業者)
平成25年7月12日	第3回座間市公募に係る病院事業者評価検討委員会 (14時より、座間市役所5-6会議室)	議題 事業者の総合評価
平成25年7月17日	第4回座間市公募に係る病院事業者評価検討委員会 (14時より、座間市役所5-6会議室)	議題 事業者の総合評価
平成25年7月19日	第5回座間市公募に係る病院事業者評価検討委員会 (14時より、座間市役所5-6会議室)	議題 1. 事業者の総合評価 2. 報告書案について
平成25年7月22日	第6回座間市公募に係る病院事業者評価検討委員会 (14時15分より、座間市役所3-1会議室)	議題 報告書(案)について

	※同委員会閉会	
平成25年7月22日	結果報告会 (15時30分より、座間市役所3-1会議室)	座間市公募に係る病院事業者 評価検討委員会より市長へ報告

②座間市誘致病院選考委員会

【平成25年7月1日 座間市誘致病院選考委員会設置】

平成25年7月に、法律、財務会計、医療経営、医療に関する学識経験者5名の委員からなる「座間市誘致病院選考委員会」を市議会の議決の上、附属機関として設置しました。

【平成25年7月23日、平成25年8月13日、平成25年8月16日 委員会開催】

選考委員会では、評価検討委員会の報告書を踏まえ、病院の選考に関して市長から諮問された事項について、計3回の委員会を開催し、総合的な見地から慎重に審議を行いました。

その結果、評価検討委員会の結果報告書については、評価、順位、指摘事項がいずれも適切かつ妥当であるとの判断がされ、座間市の誘致病院について、市民の期待に応え得る病院事業者として「社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス」を選考し、8月20日に答申書が提出されました。

③座間市医師会との情報交換会

【平成25年7月17日 座間市医師会との情報交換会開催】

平成25年7月17日、座間市医師会に所属する医師の方々に向け、情報交換会が開催されました。この情報交換会には、座間市長、健康部長、健康部医療課長等が出席し、これまでの病院誘致事業の現況を報告しました。

～座間市誘致病院選考委員会経過～

開催日	会議名	概要
平成25年7月23日	諮問・第1回座間市誘致病院選考委員会 (18時より、ハーモニーホール座間中会議室)	市長より座間市誘致病院選考委員会へ諮問 議題 1. 評価検討結果報告書に至るまでの経緯 2. 病院事業者の第1位から第4位までの確定について 3. 本市としての病院事業者及び次点の確定について
平成25年8月13日	第2回座間市誘致病院選考委員会 (14時より、座間市役所5-6会議室)	議題 1. 病院事業者の第1位から第4位までの確定について 2. 本市としての病院事業者及び次点の確定について
平成25年8月16日	第3回座間市誘致病院選考委員会 (10時より、座間市役所5-6会議室) ※同委員会閉会	議題 答申書(案)について
平成25年8月20日	答申 (10時より、応接室)	座間市誘致病院選考委員会より市長へ答申書提出



④ 答申

～答申の様子～（左から齋藤委員長、遠藤市長、石上副委員長）



～座間市誘致病院選考委員会答申内容～

本委員会は、座間市が誘致する病院について、応募があった病院事業者4者の中で、最も優れた提案を行った事業者を選考すべく、座間市公募に係る病院事業者評価検討委員会の報告書に基づき、「救急医療における市外搬送率の改善」、「虚血性心疾患・脳卒中等への対応」、「地域医療連携の確保」、「経営基盤の安定性」、「医療従事者の確保」等の視点から慎重に審議を重ねてきました。

その結果、当該委員会の報告書については、その評価、順位、指摘事項のいずれも適切かつ妥当なものであると判断いたします。

また、各事業者の提案内容は、公募要領に即した熱意と創意工夫にあふれ、それぞれに優れた内容を有しており、一つの事業者を選考する難しさを痛感したところでもあります。

そうした中で、本委員会として総合的な見地から検討を重ね、意見の集約を図り、座間市の誘致病院として市民の期待に応え得る病院事業者を選考い

たしましたので、ここに答申します。

<病院事業者の第1位から第4位までの確定について>

今回応募があった病院事業者は、以下の4事業者でした。(応募受付順)

- ・ 社会福祉法人 相模更生会
- ・ 医療法人 沖縄徳洲会
- ・ 医療法人社団 葵会
- ・ 社会医療法人 ジャパンメディカルアライアンス

この病院事業者の第1位から4位までの順位については、座間市公募に係る病院事業者評価検討委員会が評価、検討した結果を了とします。

ただし、具体的な事業者の順位については、選考の過程における順位であることから公表はしないこととします。

<座間市としての病院事業者及び次点の確定について>

座間市としての病院事業者については、「社会医療法人 ジャパンメディカルアライアンス」を選考します。

選考の主な理由は、①同事業者が安定した経営基盤を有すること。②同事業者が経営する海老名総合病院の県央二次保健医療圏での救急医療の実績や同病院との連携による虚血性心疾患、脳卒中等への対応など、提案された医療体制が座間市民にとって有益であること。③座間市が望む300床規模の総合的病院の実現に向け、極めて具体性のある増床の提案があったこと、などを高く評価したものです。

また、次点につきましては、「医療法人社団 葵会」としました。これは、①「がんセンター及び回復期リハビリテーションセンター、HCUを設置」すること、②災害拠点病院を目指していること、③施設整備計画の具体性を高く評価したものです。

<「社会医療法人 ジャパンメディカルアライアンス」に対する付帯意見>

- ① 公募要領に沿って提出された提案書及びプレゼンテーションの内容を遵守し、確実に実行すること。
- ② 救急患者の80パーセントの市内受入、小児二次救急医療の実施、HCUの設置については必ずその実現を図るとともに、血管造影装置の設置等、新病院での急性期医療に対する十分な体制を確保すること。
- ③ 医師、看護師等の医療従事者の確保対策については、近隣医療機関に影響を及ぼすことがないように最大限配慮すること。
- ④ 新病院の運営にあたり、新病院、行政、医師会等との三者による運営協議会等を設置し、定期的に協議すること。

第2章 病院事業者の決定



平成25年8月26日、市は病院事業者を「社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス」に決定しました。病院事業者の決定理由は、座間市誘致病院選考委員会の選考は適切なものであり、さらにこれまでの病院誘致協議会での審議をはじめ、多くの方からのご意見、ご助言を賜りながら積み上げてきた経過と内容を大切にするとの方から、答申を尊重すべきであると判断したためです。

第3章 覚書の締結



【平成25年9月25日 「(仮称)座間総合病院」開設に向けた連絡協議会設置】

平成25年9月25日、病院に関する覚書及び協定の締結に向け、「(仮称)座間総合病院」開設に向けた連絡協議会を設置いたしました。

連絡協議会は、庁内職員3名と社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスの関係者4名で構成され、病院に関する覚書及び協定の内容について協議を行いました。

～「(仮称)座間総合病院」開設に向けた連絡協議会経過～

開催日	会議名	概要
平成25年9月25日	第1回「(仮称)座間総合病院」開設に向けた連絡協議会 (10時より、座間市役所5-6会議室)	議題 病院の開設及び運営に伴う基本的事項に関する覚書(案)について

【平成25年10月3日 病院の開設及び運営に関する基本的な事項に関する覚書締結】

平成25年10月3日に社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスと病院の開設及び運営に関する基本的な事項について覚書を締結しました。

この覚書は双方の信頼と協調の下に、病院の開設及び運営に当たることを確認し、その基本的な事項を定めました。

～覚書締結の様子～（鄭理事長と遠藤市長）



以下が覚書内容です。

病院の開設及び運営に伴う基本的事項に関する覚書

座間市（以下「甲」という。）と社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス（以下「乙」という。）は、病院の開設及び運営に関する基本的な事項について合意に達したので、次のとおり覚書を締結する。また、本覚書に基づき、病院の開設及び運営に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を別途締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲と乙が双方の信頼と協調の下に、病院の開設及び運営に当たることを確認し、その基本的な事項を定めるものである。

（病院の開設目的）

第2条 病院は、地域に医療を提供する中核的な役割を果たす総合的病院として、市内及び県央二次保健医療圏の安定的な医療体制の構築を図るために開設することとし、次の性格及び機能を有するものとする。

(1) 医療及び救急医療を、安定的かつ継続的に提供すること。

(2) 総合的な診療科目を有し、安心な市民生活に寄与すること。

(3) 医療連携に基づく地域貢献・社会貢献を果たすこと。

(4) 環境に配慮した緑や花のある潤いの空間を備えること。

(病院用地)

第3条 病院の用地は、次のとおりとする。

(1) 所在地 キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区一部返還予定地(以下「用地」という。)

(2) 用地面積 約1.5ヘクタール

(3) 区域区分 市街化調整区域

(4) 地権者(所有者) 財務省

(開設及び運営主体等)

第4条 病院は、乙が開設し、これを運営するものとする。

2 建物及び施設整備等、病院開設に係る費用は乙が負担するものとする。

(用地の貸付)

第5条 用地は、定期借地権を利用した国有地の貸付制度により財務省から甲が借り受け、乙に転貸するものとし、別途、定期借地権設定契約を甲と乙とで締結するものとする。

2 その他用地の貸付に関する事項は、甲乙協議の上、別途、基本協定により定めるものとする。

(開設時期)

第6条 病院の開設時期は、平成28年4月1日を目標とする。

(病院運営等)

第7条 病院の運営に関する次の事項については、別途、基本協定により定めるものとする。

(1) 甲の実施する保健医療施策、福祉施策等への協力に関すること。

(2) 地域医療連携に関すること。

(3) 運営に関する協議会等の設置に関すること。

(4) その他病院運営に関すること。

(医療機能等)

第8条 乙が開設する病院は、救急医療体制の整備と、安定的な医療を確保し、市民のニーズに応える総合的な医療機能を提供するものとする。

2 乙は、甲に提出した病院事業計画及びプレゼンテーションの内容を遵守し、履行しなければならない。

3 乙は、病床数について、神奈川県との事前協議等により、甲の想定する病床数を確保するよう努めるものとする。

4 診療科目については、甲乙協議の上、別途、基本協定により定めるものとする。

(救急医療)

第9条 乙が開設する病院は、内科・外科・小児科の二次救急診療機能を有し、市民の救急搬送について、80%の市内受入れを目指すものとする。

2 乙が開設する病院は、脳卒中、虚血性心疾患など、緊急的対応が必要な疾患については、適性な医療を提供するものとする。

(医療従事者の確保)

第10条 乙は、医療従事者の確保に当たり県央二次保健医療圏における既存医療機関の運営機能を損なうことがないように最大限配慮するものとする。

(信義誠実の原則)

第11条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの覚書を履行しなければならない。

(覚書の解除等)

第12条 甲又は乙の一方が、本覚書の趣旨に反する重大な違反をし、その違反により本覚書の目的を達成することができないと認められるときは、相手方に文書による催告の上で、本覚書を解除することができる。

2 甲又は乙の一方が、本覚書の解除又は一部変更を申し出たときは、甲乙協議の上、本覚書の解除又は一部を変更することができる。

3 前2項の規定による本覚書の解除又は一部変更を行なった場合に、甲又は乙に損害が生じたときは、当該損害を与えた者は、相手方に対してその損害を補償するものとする。この場合において、その補償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(協議)

第13条 本覚書の解釈に疑義が生じた場合及び本覚書に定めのない事項については、その都度、甲乙が誠実に協議して決定するものとする。

2 本覚書の内容に変更を加えようとするときは、その都度、甲乙の協議により定めるものとする。



第4章 協定の締結



【平成26年4月25日、平成26年7月10日「(仮称)座間総合病院」開設に向けた連絡協議会開催】

平成26年4月25日及び平成26年7月10日に第2回、第3回「(仮称)座間総合病院」開設に向けた連絡協議会を開催しました。計2回の連絡協議会において、病院の名称、病床規模、診療科目、付帯施設など、覚書を踏まえたより具体的な内容について協議を行いました。

～「(仮称)座間総合病院」開設に向けた連絡協議会経過～

開催日	会議名	概要
平成26年4月25日	第2回「(仮称)座間総合病院」開設に向けた連絡協議会 (10時より、ハーモニーホール座間小会議室)	議題 1. 今後のスケジュールについて 2. 新病院の名称について 3. 病床規模について 4. 診療科目について 5. その他(院内薬局、院内保育園、駐車場の設置)について
平成26年7月10日	第3回「(仮称)座間総合病院」開設に向けた連絡協議会 (14時より、ハーモニーホール座間小会議室)	議題 1. 今後のスケジュールについて 2. 病院の開設及び運営に関する基本協定書(案)について

【平成26年7月15日病院の開設及び運営に関する基本協定の締結】

平成26年7月15日に社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスと病院の開設及び運営に関する基本協定を締結しました。

この協定の締結により、病院の名称、病床規模、診療科目、付帯施設などについて双方合意に達し、病院の姿がより具体的なものとなりました。

～基本協定締結の様子～（鄭理事長と遠藤市長）



以下が協定内容です。

病院の開設及び運営に関する基本協定書

座間市（以下「甲」という。）と社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス（以下「乙」という。）は、平成25年10月3日に締結した「病院の開設及び運営に伴う基本的事項に関する覚書」に基づく病院（以下「新病院」という。）の開設及び運営について合意に達したので、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が双方の信頼と協調の下に、乙が事業者となる新病院の開設及び運営に当たることを確認し、その基本的な事項を定めるものである。

（開設及び運営目的）

第2条 新病院は、地域に医療を提供する中核的な役割を果たす総合的病院として、市内及び県央二次保健医療圏の安定的な医療体制の構築を図るために開設することとし、次の性格及び機能を有するものとする。

- (1) 医療及び救急医療を、安定的かつ継続的に提供することができる経営基盤を有すること
- (2) 安心、安全な市民生活に寄与することができる総合的な診療機能を有すること

- (3) 医療連携に基づく地域貢献及び社会貢献が果たせること
- (4) 環境に配慮した緑や花のある潤いの空間を備えること
- (5) 前各号を目指す経営理念を掲げること

(名称)

第3条 キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区一部返還跡地に開設する新病院の名称は、座間総合病院とする。

(用地)

第4条 新病院の用地は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区一部返還跡地内
- (2) 敷地面積 15,548.36㎡
- (3) 区域区分 市街化調整区域
- (4) 地域地区 キャンプ座間返還跡地地域地区 地区計画
- (5) 地権者(所有者、借地権者) 財務省、座間市

(病床規模)

第5条 新病院の総病床数は、352床とし、乙は、このうちの117床について、開設時に、乙の有する海老名総合病院附属海老名メディカルサポートセンター(以下「海老名メディカルサポートセンター」という。)の既存病床を充てるものとする。

2 開設時、総病床数352床の内訳は、HCU8床を含む一般急性期病棟184床、回復期リハビリテーション病棟90床及び療養病棟78床とする(病床区分として、一般病床235床及び療養病床117床とする。)。なお、開設後、速やかに病床を稼働させるよう努めるものとする。

3 乙は、平成26年3月28日付けで神奈川県より承認された一般病床235床及びこのうちの一般急性期病棟184床については、他の目的に使用し、又は処分することはできないものとする。

(医療機能)

第6条 新病院は、救急医療体制の整備及び安定的な医療を確保し、市民のニーズに応える総合的な医療機能を提供するものとする。

2 乙は、甲に提出した病院事業計画及びプレゼンテーションの内容を遵守し、履行しなければならない。

3 新病院の診療関係については、次のとおりとする。

- (1) 堅実な運営により、長期的に安定した診療体制を維持するものとする。
- (2) 診療科目については、総合診療科、外科、小児科、循環器内科、神経内科、脳神経外科、整形外科、リハビリテーション科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、眼科、麻酔科及び放射線科を含む総合的病院としての機能を有し、開設後、速やかに設置できるよう努めるものとする。また、その他の診療科目の設置については、医師の充足状況によるものとする。

(3) 総合診療科は、診療科目を特定できない患者に対し、内科的診療を含めた適正な医療提供を行うとともに、二次救急の中心的な役割を担うものとする。

(4) 開設時に「人工関節・リウマチセンター」を設置し、人工股関節、人工膝関節等の関節置換手術等を行うものとする。

4 救急医療体制については、次のとおりとする。

(1) 内科、外科及び小児科の二次救急診療機能を有し、救急病院としての告示を受け、開設時より初期対応100%を目指すものとする。

(2) 甲が現在実施している内科、外科及び小児科の広域二次救急医療輪番制において、開設後、速やかに新病院が中心的な役割を果たすよう努めるものとする。

(3) 小児救急受入体制として、座間市休日急患センターにおける一次救急の時間外バックアップ体制の構築を目指すものとする。

(4) 脳卒中、虚血性心疾患の救急対応について、海老名総合病院等との連携の下に、初期対応100%を原則とする中で、患者の容体に合わせた迅速かつ適正な医療を提供するものとする。これに向けて、開設時に血管造影装置等の血管障害の診断に有用な高性能医療機器を設置するとともに、開設後も継続して、的確な対応が可能な専門性の高い医師の確保に努めるものとする。

(5) 海老名総合病院及び近隣の特定機能病院と連携し、内科、外科及び小児科の広域二次救急医療輪番制のバックアップ体制の構築を目指すものとする。

(6) 前各号の救急医療体制を整備する中で、市民の救急搬送について、開設後、速やかに市内受入率80%を目指すものとする。

5 災害時医療については、甲の地域防災計画に係る事業に積極的に協力し、新病院が災害時における医療拠点として機能するよう、非常時の医療体制の確保に努めるものとする。

6 病院前救急医療の質の向上として、派遣型救急ワークステーションを設置するものとする。なお、詳細については、別途、協定を締結するものとする。

(医療従事者の確保)

第7条 新病院は、総合的な医療機能を提供するため、医師、看護師その他の医療従事者等について、海老名メディカルサポートセンターからの異動を含め、十分な確保対策を図るものとする。

2 新病院は、医療従事者の確保に当たり県央二次保健医療圏における既存医療機関の運営機能を損なうことがないように最大限配慮するものとする。

(開設及び運営主体)

第8条 新病院は、乙が開設し、これを運営するものとする。

(費用負担)

第9条 新病院開設後の運営経費等に係る費用は、乙が負担するものとする。

(開設時期)

第10条 新病院の開設日は、平成28年4月1日を目標とする。

(医師会等との連携及び甲の施策への協力)

第11条 新病院は、一般社団法人座間綾瀬医師会、一般社団法人座間綾瀬医師会座間市医師会、一般社団法人座間市歯科医師会、座間市薬剤師会その他の関係する医療関係団体等(以下「医師会等」という。)との連携を積極的に行うものとする。

- 2 新病院は、地域の医療連携体制の要として、地域の医療機関から患者の紹介を受け、また、地域の医療機関に対し患者の紹介を行うものとする。
- 3 新病院は、開設時より、医師会等、県内の病院協会等に参加するものとする。
- 4 新病院は、開設時より、地域医療連携室等において、地域の診療所等と連携を密にし、医療サービスの向上に努めるものとする。
- 5 新病院は、開設時より、甲、一般社団法人座間綾瀬医師会等による連絡調整協議会において、定期的に協議を行うものとする。
- 6 新病院は、甲の実施する保健医療施策、福祉施策等の事業に協力するものとする。

(用地の貸付け)

第12条 甲は、乙に対して第4条に定める用地を貸し付けるものとする。この場合において、定期借地契約を利用した国有地の貸付制度により国から甲が貸付けを受け、乙に転貸する。

- 2 甲から乙に転貸する一般定期借地権設定契約は、契約期間を50年とする。
- 3 用地の年間賃料は、国が算出する貸付料に基づき甲が決定するものとする。
- 4 乙は、用地を病院の敷地として使用し、院内薬局、院内保育園、駐車場等を新病院の付帯施設として設置するものとし、その他、新病院の付帯施設を設置する場合は、別途協議とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、国有財産の一時使用等に係る用地の貸付けに関する事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(支援措置等)

第13条 甲は、新病院の開設及び運営に対する支援として、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 新病院の用地の年間賃料について、提供国有財産一時使用許可の日から10年間は、支払いを免除し、以後、甲乙協議の上、決定する。
- (2) 内科、外科及び小児科の広域二次救急医療輪番制のバックアップとしての自主的な取組に対し、一定の金額を措置する。

(各種法令、基準等の遵守)

第14条 乙は、新病院を運営するに当たり、関係法令、基準等を遵守しなければな

らない。

(支援措置の取消等)

第15条 甲は、乙の責任に帰すべき理由により新病院が運営を終了し、又はそれに相当する重大な義務違反をしたときには、第13条第1号の規定による支援措置を取り消し、同号の規定による免除に係る年間賃料の全額又は一部を請求することができる。

(指導又は勧告)

第16条 甲は、乙が本協定に定めた事項を誠実に履行していないと認めるときは、乙に対し、履行するよう指導し、又は勧告することができる。

(事実の公表)

第17条 甲は、乙が前条の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。ただし、甲は、公表前に、乙に対し、公表内容を告知し、弁明の機会を与えるものとする。

(信義誠実の原則)

第18条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

(協定の解除、変更等)

第19条 甲又は乙の一方が、本協定の趣旨に反する重大な違反をしたときは、相手方に文書による催告の上で、本協定を解除することができる。

2 甲又は乙の一方が、本協定の解除又は一部変更を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の解除又は一部を変更することができる。

3 前2項の規定により本協定の解除又は一部変更を行ったことにより、甲又は乙に損害が生じたときは、当該損害を与えた者は、相手方に対してその損害を補償するものとし、補償額は、甲乙協議して定めるものとする。

4 甲及び乙は、自然災害その他の不可抗力により、本協定事項を遵守することができない事態が発生したときは、速やかに相手方に報告し、協議の上、本協定を変更するものとする。ただし、この場合において発生した損害賠償については、請求できないものとする。

(協定の終了)

第20条 乙は、第12条第2項の規定により、一般定期借地権設定契約が満了したときは、甲乙協議により、本協定終了時の対応を定めることとする。



第5章 協定締結後の取組

【平成26年8月19日 座間市新病院での歯科口腔外科の開設に関する要望書の提出】

座間市歯科医師会より歯科医療のさらなる充実のため、口腔外科を新病院に開

設してほしいとの要望をいただいている中で、本市としても、新病院に口腔外科が開設されれば、口腔がんへの早期対応の実現、市民にとっても、利便性が高まり、安心・安全な生活の維持に大きく寄与するものと考え、社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスへ要望書を提出しました。

【平成26年10月14日 病院誘致に関わる共同使用が可能となる】

平成26年10月14日に在日米陸軍基地管理本部、防衛省南関東防衛局、座間市の三者間において、「座間市による在日米軍施設及び区域の共同使用に関する実施協定書」を締結しました。さらに、この締結を受け、同日に防衛省南関東防衛局から、「提供国有財産一時使用許可書」の交付を受けました。

この許可により、既に日米合同委員会で合意がされているキャンプ座間の返還予定地のうち一部(約1.4ha)について、「座間総合病院」建設工事の着手が可能

となりました。

【平成26年10月15日 座間総合病院の開設及び運営に係る支援措置に関する覚書の締結】

平成26年10月14日に防衛省南関東防衛局より提供国有財産一時使用許可がされたことにより、本市の支援措置である座間総合病院の用地の賃料10年間を免除する覚書を締結しました。

【平成26年11月4日 工事着工に向けた安全祈願祭の開催】

平成26年11月4日に社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスの主催により、工事完成に向けた安全祈願祭が執り行われました。

～安全祈願祭の様子～（鄭理事長）



社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス提供

【 平成26年12月1日 神奈川県知事が座間総合病院の開設を許可 】

社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスが神奈川県に対して、座間総合病院の開設許可を求めていましたが、平成26年12月1日付けで、神奈川県知事名で許可されました。これにより、座間総合病院の開設が可能となりました。

【 写真で見る座間総合病院ができるまで 】

座間総合病院が建設されるまでの工事の状況につきましては、ホームページ：[座間総合病院ができるまで～写真で見る工事進捗状況～](#)をご覧ください。

【 平成28年2月29日 キャンプ座間の一部土地約5.4haの正式返還 】

平成28年2月29日に、日米合同委員会で返還の基本合意がなされていたキャンプ座間の一部チャペル・ヒル住宅地区約5.4ヘクタールが正式に返還されました。

同日、土本南関東防衛局長が座間市役所を訪れ、遠藤市長が報告を受けました。

～報告の様子～（遠藤市長と土本南関東防衛局長）



【 平成28年3月18日 座間市消防本部派遣型救急ワークステーション事業に関する協定締結式の開催 】

平成28年3月18日、座間市消防本部と社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスとの間で、座間市消防本部派遣型救急ワークステーション事業に関する協定を締結しました。

これは、救急医療体制の充実を目的にしたもので、平日の午前9時から午後5時まで、座間市消防本部が派遣した救急救命士を含む救急隊員3名と、高規格救急自動車1台が座間総合病院内にある救急ワークステーションに待機し、救急要請に対応するだけでなく、座間総合病院の医師や看護師の指導の下で実習を行うことで、最新の知識や技術を習得し、救命処置の質の向上を図ります。

～協定締結の様子～（左から渡(わたり)院長と篠崎消防長）



【平成28年3月26日 開院式の開催】

平成28年3月26日、社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスの主催による開院式が執り行われました。式典には、主催者側からは鄭理事長、渡(わたり)座間総合病院長、来賓側からは遠藤市長、坂井財務副大臣、パスカレット在日米陸軍・第1軍団(前方)司令官など、その他関係者が多数出席し、盛大に開院を祝いました。

～開院式テープカットの様子～(左からパスカレット司令官、遠藤市長、鄭理事長、坂井副大臣、渡院長)



第6章 座間総合病院開設

平成28年4月1日、市民の願いであった座間総合病院が遂に開設しました。



○病床数 352床(一般病床235床、療養病床117床)

○敷地面積 15,548.36㎡

○その他

- ・総合診療科を中心とした二次救急医療体制
- ・人工関節・リウマチセンターの設置
- ・脳卒中・虚血性心疾患患者への適正な対応(血管造影装置設置)
- ・救急ワークステーションの設置

